

るに因る

十一、要求事項（款順書）

- 1、初任給參拾圓を金五拾圓に改正し一ヶ月毎に金壹圓の昇給をなすこと。  
此の條件に則つて金五拾圓に一ヶ月壹圓の割合にて勤続年數を加算したる日給金額を新に制定して現在支給せられたし。  
入店當時より三年目より一ヶ月金五圓の割合にて昇給し六ヶ年以後は分に應じて月給となし勤続者に對しての生活を保障せられたし。  
但し特殊の技術を有するものは此の限りにあらず
- 2、今回繰繰に就て解決したる後に理由の如何に不拘絶對的に犠牲者を出さざること

- 3、今後の退職者に就ては現在支給しつつある日給の二十費日分の金額に年數を加算したる金額の五割の金額を交付せられたし
- 4、平常の従業に際しては正當なる理由なくして解雇せざること尙解雇の場合は三ヶ月間の猶豫を與へること
- 5、公傷の爲急救函を設備せられたし
- 6、支給日の延期を絶對的に爲さざること
- 7、日給支拂の時刻は冬季は當日午後四時迄に夏季は午後六時迄に支給せられたし
- 8、各従業員の一一般の人格を認められたし
- イ、従業員の人格向上並娛樂の雜誌等を設備せられること
- ロ、毎月一回の求眞會（勞資協調の間の會）の開催を勵行のこと